

## 第61号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成19年6月28日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
足立区職員の退職手当に関する条例（昭和50年足立区条例第15号）  
の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項各号列記以外の部分中「退職した者」の次に「（第8条第2項の規定に該当する者を除く。）」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

（3） 公益法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成14年足立区条例第2号）第16条第1項の規定により職員としての引き続きた在職期間とみなされた特定法人役職員としての在職期間

第16条第1項各号列記以外の部分中「勤続期間が6月以上」を「勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者」を「特定退職者」に、「同項に規定する特定受給資格者とみなして」を「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして」に、「職業に就くことができないもの」を「職業に就くことができない者」に、「当該退職手当」を「当該一般の退職手当等」に改め、同条第3項中「勤続期間が6月以上」を「勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）」に改め、同条第4項中「申し込み」

を「申込み」に、「当該合算した期間内」を「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」に改め、同条第13項中「又は船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削る。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第9条の3及び第16条第4項の改正規定は公布の日から、同条第13項の改正規定及び付則第3項の規定は平成22年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第16条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第16条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対しては支給しない。

##### （提案理由）

雇用保険法の改正等に伴い、退職手当の受給資格要件を改めるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。